

新潟県公報

令和 7 (2025) 年
3 月 31 日 (月)
号 外
第 22 号

目 次

公安委員会

- 新潟県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正…………… 1
○新潟県警察本部組織規則等の一部改正…………… 1

警察本部

- 保護取扱規程の一部改正…………… 6
○新潟県警察職員等の旅費に関する訓令等の一部改正…………… 8

公安委員会

新潟県公安委員会規則第 5 号

新潟県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 7 年 3 月 31 日

新潟県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

新潟県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（昭和34年新潟県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第 1 条関係）

警察職員定員表

階級等 本部 警察署	警 察 官						警察官以 外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計		
警 察 本 部	74	137	491	348	176	1, 226	321	1, 547
警 察 署	44	112	482	659	906	2, 203	143	2, 346
合 計	118	249	973	1, 007	1, 082	3, 429	464	3, 893

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県公安委員会規則第 6 号

新潟県警察本部組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 7 年 3 月 31 日

新潟県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

新潟県警察本部組織規則等の一部を改正する規則

（新潟県警察本部組織規則の一部改正）

第 1 条 新潟県警察本部組織規則（昭和39年新潟県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（照会センター）	（照会センター）

第10条 略

2 照会センターにおいては、前条第3号及び第4号に掲げる事務を行う。

(生活安全部の分課)

第15条 生活安全部に次の各課を置く。

生活安全企画課

人身安全少年課

生活環境課

(生活安全企画課)

第16条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 生活安全教養指導に関すること。

(3) ~ (5) 略

(生活環境課)

第18条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1) ~ (10) 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りに関すること（人身安全少年課_____の所掌に属するものを除く。）。

(サイバー対策センター)

第46条 栃木県警察に、サイバー対策センターを置
く。

2 サイバー対策センターは、宇都宮市野沢町に置く。

3 サイバー対策センターにおいては、次の事務を
行う。

(1) サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）が害
されることその他情報技術を用いた不正な行為

第10条 略

2 照会センターにおいては、前条第3号及び第5号に掲げる事務を行う。

(生活安全部の分課)

第15条 生活安全部に次の各課を置く。

生活安全企画課

人身安全少年課

生活環境課

サイバー犯罪対策課

(生活安全企画課)

第16条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 略

(2) ~ (4) 略

(生活環境課)

第18条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1) ~ (10) 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りに関すること（人身安全少年課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(サイバー犯罪対策課)

第18条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) サイバー犯罪対策に関すること。

(2) 不正アクセス行為等の取締りに関するこ
と。

(3) 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析
その他情報通信の技術を利用する犯罪の取締り
のための情報通信の技術支援に關すること。

により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに
公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれの
ある事案（以下「サイバー事案」という。）に
関する警察の運営に係る企画、調査及び指導に
関すること。

(2) 不正アクセス行為等の取締りに関すること。

(3) サイバー事案に係る犯罪の捜査の支援に関す
ること

(4) 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関す
ること。

第47条・第48条 略

第46条・第47条 略

（刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第2条 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年栃木県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第2条 栃木県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>サイバー対策センターに勤務する警部以上の階級にある警察官</u> (4) 略 (5) <u>前各号</u>に掲げる者のほか、栃木県警察本部長が必要と認める警部以上の階級にある警察官	第2条 栃木県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 略 (4) <u>前3号</u>に掲げる者のほか、栃木県警察本部長が必要と認める警部以上の階級にある警察官

（栃木県警察国有物品管理規則の一部改正）

第3条 栃木県警察国有物品管理規則（昭和39年栃木県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（物品供用員） 第5条 本部の課、隊、<u>所、サイバー対策セン ター、警察学校及び警察署</u>（以下「所属」とい う。）に物品供用員を置く。 2・3 略	（物品供用員） 第5条 本部の課、隊 _____ ____、警察学校および警察署（以下「所属」とい う。）に物品供用員を置く。 2・3 略

（栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正）

第4条 栃木県公安委員会事務専決規程（昭和39年栃木県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第3条 略 <u>（サイバー対策センター長の専決事項）</u>	第3条 略

第 3 条の 2 サイバー対策センター長は、別表第18
に掲げる事務を専決することができる。

(警察署長の専決事項)

第 4 条 警察署長は、別表第19に掲げる事務を専決
することができる。

(専決の制限)

第 5 条 第 2 条から前条までの規定にかかわらず、
専決者において、当該事務が重要又は異例に属す
ると認めるときは、第 2 条に定める事務にあって
は公安委員会の、前 3 条 に定める事務に
あっては警察本部長の決裁を受けなければならない。

2 警察本部長は、前項の規定により前 3 条
に定める事務を決裁することとなった場合にお
いて、必要があると認めるときは、当該事項につ
いて公安委員会の決裁を受けるものとする。

(報告)

第 6 条 第 2 条から前条までの規定により処理した
事務のうち、別表第 1 から別表第19までの各表中
公安委員会への報告欄に「要」の記載があるもの
については、警察本部長は事後速やかに公安委員
会に報告しなければならない。

別表第 3 (第 3 条、第 6 条関係) 生活安全部長専決
事項

事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会 への報告
1 ～64 略	
65 ～125 略	

別表第18 (第 3 条の 2、第 6 条関係) サイバー対策
センター長専決事項

事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会 への報告
1 不正アクセス行為の禁止等に	

(警察署長の専決事項)

第 4 条 警察署長は、別表第18に掲げる事務を専決
することができる。

(専決の制限)

第 5 条 前 3 条 の規定にかかわらず、
専決者において、当該事務が重要又は異例に属す
ると認めるときは、第 2 条に定める事務にあって
は公安委員会の、第 3 条及び前条に定める事務に
あっては警察本部長の決裁を受けなければならない。

2 警察本部長は、前項の規定により第 3 条及び前
条に定める事務を決裁することとなった場合にお
いて、必要があると認めるときは、当該事項につ
いて公安委員会の決裁を受けるものとする。

(報告)

第 6 条 前 4 条 により処理した
事務のうち、別表第 1 から別表第18までの各表中
公安委員会への報告欄に「要」の記載があるもの
については、警察本部長は事後速やかに公安委員
会に報告しなければならない。

別表第 3 (第 3 条、第 6 条関係) 生活安全部長専決
事項

事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会 への報告
1 ～64 略	
65 不正アクセス行為の禁止等に 関する法律 (平成11年法律第128 号) 第 9 条第 1 項の規定による アクセス管理者に対する援助	要
66 不正アクセス行為の禁止等に 関する法律第 9 条第 2 項の規定 による事例分析の実施の事務の 委託	
67 不正アクセス行為の再発を防 止するための都道府県公安委員 会による援助に関する規則 (平 成11年国家公安委員会規則第12 号) 第 1 条第 2 項の規定による 援助に必要な書類その他の物件 の提出の要求	
68 ～128 略	

関する法律（平成11年法律第128号）第 9 条第 1 項の規定によるアクセス管理者に対する援助	要
2 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第 9 条第 2 項の規定による事例分析の実施の事務の委託	
3 不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第12号）第 1 条第 2 項の規定による援助に必要な書類その他の物件の提出の要求	

別表第19 略

別表第18 略

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第 5 条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成 4 年栃木県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
栃木県警察に勤務する警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第94号。以下「法」という。）第19条第 3 項の栃木県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する警部以上の者は、次のとおりとする。 (1) ・ (2) 略 <u>(3) サイバー対策センターに勤務する警部以上の階級にある警察官</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 前各号</u>に掲げる者のほか、栃木県警察本部長が必要と認める警部以上の階級にある警察官	栃木県警察に勤務する警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第94号。以下「法」という。）第19条第 3 項の栃木県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する警部以上の者は、次のとおりとする。 (1) ・ (2) 略 <u>(3) 略</u> <u>(4) 前 3 号</u>に掲げる者のほか、栃木県警察本部長が必要と認める警部以上の階級にある警察官

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第 6 条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年栃木県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
栃木県警察に勤務する警察官のうち、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「法」という。）第23条第 1 項の栃木県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する警部以上の者は、次のとおりとする。	栃木県警察に勤務する警察官のうち、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「法」という。）第23条第 1 項の栃木県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する警部以上の者は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略 (3) サイバー対策センターに勤務する警部以上の階級にある警察官 (4) 略 (5) 前各号に掲げる者のほか、栃木県警察本部長が必要と認める警部以上の階級にある警察官	(1)・(2) 略 (3) 略 (4) 前 3 号に掲げる者のほか、栃木県警察本部長が必要と認める警部以上の階級にある警察官
--	--

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第 7 条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年栃木県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
栃木県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第 4 条の規定による傍受令状の請求及び法第 7 条第 1 項の規定による傍受期間の延長の請求をすることができる司法警察員は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) サイバー対策センターに勤務する警視以上の階級にある警察官 (3) 略	栃木県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第 4 条の規定による傍受令状の請求及び法第 7 条第 1 項の規定による傍受期間の延長の請求をすることができる司法警察員は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 略

(不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第 8 条 不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成27年栃木県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
栃木県警察に勤務する警察官のうち、不正競争防止法（平成 5 年法律第47号）第35条第 3 項の栃木県公安委員会が指定する警部以上の者は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) サイバー対策センターに勤務する警部以上の階級にある警察官 (4) 略 (5) 前各号に掲げる者のほか、栃木県警察本部長が必要と認める警部以上の階級にある警察官	栃木県警察に勤務する警察官のうち、不正競争防止法（平成 5 年法律第47号）第35条第 3 項の栃木県公安委員会が指定する警部以上の者は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 略 (4) 前 3 号に掲げる者のほか、栃木県警察本部長が必要と認める警部以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第 2 号

保護取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

保護取扱規程の一部を改正する訓令

保護取扱規程（昭和37年栃木県警察本部訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

栃木県警察本部長 杉 本 孝

改 正 後	改 正 前
(保護の責任) 第3条 略 2 略 3 保護主任者が退庁その他不在の場合においては、<u>当番責任者</u>又は署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行うものとする。 (保護の場所に関する特例措置) 第6条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の<u>相談室等</u> _____ 被保護者を収容するのに適当と認められる場所において保護することができる。	(保護の責任) 第3条 略 2 略 3 保護主任者が退庁その他不在の場合においては、<u>当直責任者</u>又は署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行うものとする。 (保護の場所に関する特例措置) 第6条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の<u>宿直室、休憩室等</u>被保護者を収容するのに適当と認められる場所において保護することができる。

被保護者の傷病等に対する措置		を
----------------	--	---

被保護者の傷病等に対する措置				
銃砲等所持許可照会	銃砲等所持許可の有無	有（ 警察署）	無	確認者
	銃種 丁数	散弾銃 空気銃	ライフル銃 その他	丁 丁

引 取（引継）書	
警察署長 殿	
被保護者氏名	
上記の者御署において保護されていたところ、本日 時 分私が責任をもって引き取り（引継ぎを受け）ました。	
年 月 日	住 所 職 業 関 係 氏 名 電 話 ()
引取（引継）者	

引取（引継）書

警察署長 殿

被保護者氏名

警察署において保護されていた上記の者を、本日 時 分

☐ 私が責任をもって引き取りました。 ☐ 当機関が引継ぎを受けました。	に改 住 所 職 業 関 係 氏 名 電 話 ()
年 月 日 引取者（引継機関）	
※ 引継機関の場合は、所在地、機関名（任意で担当者を記載）、電話番号を記載	

附 則

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に改正前の保護取扱規程の規定により調製された諸用紙は、この訓令の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

令和7年3月31日

栃木県警察本部長 杉 本 孝

(栃木県警察職員等の旅費に関する訓令の一部改正)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条関係） 旅行命令区分表			別表（第3条関係） 旅行命令区分表		
所 属	所 属 長	旅 行 者	所 属	所 属 長	旅 行 者
警察本部	略	略	警察本部	略	略
<u>サイバー 対策セン ター</u>	<u>サイバー対策 センター長</u>	<u>サイバー対策セン ター長以下の職員</u>			
略			略		

(栃木県警察公印規程の一部改正)

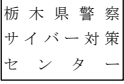
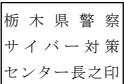
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公印の登録等) 第3条 略 2 前項の公印登録簿は、<u>警務部</u>総務課において保管するものとする。 (公印の取扱い責任者) 第4条 公印の保管責任者は、所属の副署長、次長、副隊長、<u>副センター長</u>又は副校長を公印の取扱い責任者に指定し、公印の保管及び取扱いをさせることができる。 (公印の使用)	(公印の登録等) 第3条 略 2 前項の公印登録簿は、<u>警察部</u>総務課において保管するものとする。 (公印の取扱い責任者) 第4条 公印の保管責任者は、所属の副署長、次長、副隊長_____又は副校長を公印の取扱い責任者に指定し、公印の保管及び取扱いをさせることができる。 (公印の使用)

第 5 条 公印の使用は、次に 定めるところによる。

- (1)・(2) 略
(3) 警察本部の当直主任は、公印使用の求めがあったときは、当該文書を第 1 号に準じて確認したうえ押印し、公印使用簿（別記様式第 2 号）に記載しなければならない

別表（第 2 条関係）

公印の名称	制 式			使用区分	保管責任者
	形 状	書 体	寸法 〔ミリメートル〕		
略					
21 号 印	略	略	略	略	略
22 号 印		てん 晝	方 21	一般文書用	サイバーニ対策センター長
23 号 印		てん 晝	方 21	一般文書用	サイバーニ対策センター長

第 5 条 公印の使用は、次の各号に定めるところによる。

- (1)・(2) 略
(3) 警察本部の当直主任は、公印使用の求めがあったときは、当該文書を第 1 項に準じて確認したうえ押印し、公印使用簿（別記様式第 2 号）に記載しなければならない。

別表（第 2 条関係）

公印の名称	制 式			使用区分	保管責任者
	形 状	書 体	寸法 〔ミリメートル〕		
略					
21 号 印	略	略	略	略	略

（警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規程の一部改正）

第 3 条 警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規程（昭和 42 年栃木県警察本部訓令第 18 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 号中

「

受 付 年月日	年 月 日	所属名	所属長	副 署 長 次 長 (副隊長) (副校長)	を
------------	-------	-----	-----	--------------------------------	---

」

「

受 付 年月日	年 月 日	所属名	所属長	副 署 長 次 長 (副隊長)	に改
------------	-------	-----	-----	-----------------------	----

						(副センター長) (副校長)	
--	--	--	--	--	--	-------------------	--

める。

(栃木県警察文書取扱規程の一部改正)

第 4 条 栃木県警察文書取扱規程（平成12年栃木県警察本部訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
(定義) 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 文書主管課 警察本部（サイバー対策センター及び警察学校を含む。以下同じ。）及び警察署（以下「署」という。）における文書の取扱いに関する事務を総括する課をいい、警察本部にあっては警務部県民広報相談課（以下「県民広報相談課」という。）を、署にあっては警務課をいう。 (8) 略 (文書管理責任者) 第 6 条 所属に文書管理責任者を置き、警察本部の所属の次長（副隊長、副センター長及び副校長を含む。）及び署の警務課長をもってこれに充てるものとする。 2 略 (執務時間外における到達文書の受領等) 第13条 執務時間外に到達した文書は、当直又は当番がこれを受領し、文書主管課（翌日が休日の場合は、次番の当直又は当番）に確実に引き継ぐものとし、急を要するもの又はあらかじめ指示を受けたものについては、速やかに宛先に連絡するものとする。 (秘密文書取扱責任者) 第48条 秘密文書取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）は次長、副隊長、副センター長、副校長又は副署長とする。 2・3 略 別表第 3（第30条、第31条関係） 1 本部所属の記号 <table><tr><th>本 部 所 属 名</th><th>記 号</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>生活安全部</td><td>略</td></tr><tr><td>生活環境課</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>警 備 部</td><td>略</td></tr><tr><td>機 動 隊</td><td>略</td></tr><tr><td>サイバー対策センター</td><td>栃 サ</td></tr></table>	本 部 所 属 名	記 号	略		生活安全部	略	生活環境課	略	略		警 備 部	略	機 動 隊	略	サイバー対策センター	栃 サ	(定義) 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 文書主管課 警察本部（警察学校を含む。以下同じ。）及び警察署（以下「署」という。）における文書の取扱いに関する事務を総括する課をいい、警察本部にあっては警務部県民広報相談課（以下「県民広報相談課」という。）を、署にあっては警務課をいう。 (8) 略 (文書管理責任者) 第 6 条 所属に文書管理責任者を置き、警察本部の所属の次長（副隊長、副校長を含む。）及び署の警務課長をもってこれに充てるものとする。 2 略 (執務時間外における到達文書の受領等) 第13条 執務時間外に到達した文書は、当直がこれを受領し、文書主管課（翌日が休日の場合は、次番の当直）に確実に引き継ぐものとし、急を要するもの又はあらかじめ指示を受けたものについては、速やかにあて先に連絡するものとする。 (秘密文書取扱責任者) 第48条 秘密文書取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）は次長、副隊長、副校長又は副署長等とする。 2・3 略 別表第 3（第30条、第31条関係） 1 本部所属の記号 <table><tr><th>本 部 所 属 名</th><th>記 号</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>生活安全部</td><td>略</td></tr><tr><td>生活環境課</td><td>略</td></tr><tr><td>サイバー犯罪対策課</td><td>栃 サ 対</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>警 備 部</td><td>略</td></tr><tr><td>機 動 隊</td><td>略</td></tr></table>	本 部 所 属 名	記 号	略		生活安全部	略	生活環境課	略	サイバー犯罪対策課	栃 サ 対	略		警 備 部	略	機 動 隊	略
本 部 所 属 名	記 号																																
略																																	
生活安全部	略																																
生活環境課	略																																
略																																	
警 備 部	略																																
機 動 隊	略																																
サイバー対策センター	栃 サ																																
本 部 所 属 名	記 号																																
略																																	
生活安全部	略																																
生活環境課	略																																
サイバー犯罪対策課	栃 サ 対																																
略																																	
警 備 部	略																																
機 動 隊	略																																

(栃木県警察事務決裁規程の一部改正)

改 正 後	改 正 前																												
(決裁、専決及び専決の特例) 第3条 栃木県警察における事務で本部長が決裁する事項並びに部長、所属長、<u>副センター長</u>、副校長及び副署長が専決する事項は、別表に掲げるとおりとする。 2 略 (別表に定められていない事務の専決) 第4条 別表に定められていない事務で、本部長が決裁する事項並びに部長、所属長、<u>副センター長</u>、副校長及び副署長が専決することが相当と認められる事項は、同表に準ずるものとする。 (代決) 第7条 決裁権者が不在のときは次の表に掲げる第1次代決者が、決裁権者及び第1次代決者がともに不在のときは同表に掲げる第2次代決者が代決することができる。 <table border="1"> <tr> <th>警察本部、警察署等の区分</th><th>決裁権者</th><th>第1次代決者</th><th>第2次代決者</th></tr> <tr> <td>警察本部</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>サイバー対策センター</u></td><td><u>センター長</u></td><td><u>副センター長</u></td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 2 略 別表（第3条関係） 本部長決裁事項 1～4 略 5 <u> </u>総括参事官、参事官、警察本部の所属長、監察官、監査官、<u>サイバー対策センター長、警察学校長</u>及び署長（以下「総括参事官等」という。）の8日以上 of 年次休暇、職務専念義務の免除、傷病休暇、特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。 6～8 略 部長共通専決事項～警備部長専決事項 略 所属長（<u>サイバー対策センター長、警察学校長</u>及び署長を除く。）共通専決事項 略 総務課長専決事項～生活環境課長専決事項 略 地域課長専決事項～警備第二課長専決事項 略 <u>サイバー対策センター長専決事項</u> <u>1 主管する事務の総合的な企画及び調整に関すること。</u> 2 軽易な通達の制定及び指示に関すること。	警察本部、警察署等の区分	決裁権者	第1次代決者	第2次代決者	警察本部	略	略	略	<u>サイバー対策センター</u>	<u>センター長</u>	<u>副センター長</u>		略				(決裁、専決及び専決の特例) 第3条 栃木県警察における事務で本部長が決裁する事項並びに部長、所属長<u> </u>、副校長及び副署長が専決する事項は、別表に掲げるとおりとする。 2 略 (別表に定められていない事務の専決) 第4条 別表に定められていない事務で、本部長が決裁する事項並びに部長、所属長<u> </u>、副校長及び副署長が専決することが相当と認められる事項は、同表に準ずるものとする。 (代決) 第7条 決裁権者が不在のときは次の表に掲げる第1次代決者が、決裁権者及び第1次代決者がともに不在のときは同表に掲げる第2次代決者が代決することができる。 <table border="1"> <tr> <th>警察本部、警察署等の区分</th><th>決裁権者</th><th>第1次代決者</th><th>第2次代決者</th></tr> <tr> <td>警察本部</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 2 略 別表（第3条関係） 本部長決裁事項 1～4 略 5 <u>警察学校長、</u>総括参事官、参事官、警察本部の所属長、監察官、監査官<u> </u>及び署長（以下「総括参事官等」という。）の8日以上 of 年次休暇、職務専念義務の免除、傷病休暇、特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。 6～8 略 部長共通専決事項～警備部長専決事項 略 所属長（<u> </u>警察学校長及び署長を除く。）共通専決事項 略 総務課長専決事項～生活環境課長専決事項 略 <u>サイバー犯罪対策課長専決事項</u> <u>1 主管する犯罪の取締り、手配及び通報に関すること。</u> 地域課長専決事項～警備第二課長専決事項 略	警察本部、警察署等の区分	決裁権者	第1次代決者	第2次代決者	警察本部	略	略	略	略			
警察本部、警察署等の区分	決裁権者	第1次代決者	第2次代決者																										
警察本部	略	略	略																										
<u>サイバー対策センター</u>	<u>センター長</u>	<u>副センター長</u>																											
略																													
警察本部、警察署等の区分	決裁権者	第1次代決者	第2次代決者																										
警察本部	略	略	略																										
略																													

<u>3 実務教養の実施計画に関すること。</u>
<u>4 主管する本部長指揮事件以外の犯罪の取締り、手配及び申通報に関すること。</u>
<u>5 センター長補佐以下の配置及び事務分掌を命ずること。</u>
<u>6 所属職員の 1 月未満の年次休暇、職務専念義務の免除、傷病休暇、特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。</u>
<u>7 警部補及び同相当職以下の所属職員の 8 週間以内の育児休業の承認に関すること。</u>
<u>8 所属職員の週休日の指定及び振替等に関すること。</u>
<u>9 所属職員に超過勤務を命ずること。</u>
<u>10 所属職員の扶養親族の認定に関すること。</u>
<u>11 執務資料の作成及び配布に関すること。</u>
<u>12 報告、照会、回答等に関すること。</u>
<u>13 報告書、願届書、復命書等の処理に関すること。</u>
<u>14 各種資料の収集、整備、保存に関すること。</u>
<u>15 事実に関する証明及び届出事実証明に関すること。</u>
<u>16 公文書の開示の可否の決定に関すること。</u>
<u>17 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の可否の決定に関すること。</u>
サイバー対策センター副センター長専決事項
<u>1 所属職員に当直勤務を命ずること。</u>
<u>2 所属職員の通勤手当支給額、住居手当支給額及び単身赴任手当支給額の決定に関すること。</u>
<u>3 その他軽易又は定例な事務の処理に関すること。</u>
警察学校長専決事項～警察署副署長専決事項 略

警察学校長専決事項～警察署副署長専決事項 略

(栃木県警察苦情処理に関する訓令の一部改正)

第 6 条 栃木県警察苦情処理に関する訓令（平成13年栃木県警察本部訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（苦情の受理等） 第 3 条 略 2 警察本部における苦情受理担当者は、警務部県民広報相談課の苦情処理担当者、所属の次長（副隊長、<u>副センター長</u>及び副校長を含む。）、当直主任及び所属長が指名した者とする。 3 警察署における苦情受理担当者は、副署長、次長、警務課長、<u>当番責任者</u>及び警察署長が指名した者とする。 4 略	（苦情の受理等） 第 3 条 略 2 警察本部における苦情受理担当者は、警務部県民広報相談課の苦情処理担当者、所属の次長（副隊長_____及び副校長を含む。）、当直主任及び所属長が指名した者とする。 3 警察署における苦情受理担当者は、副署長、次長、警務課長、<u>当直主任</u> 及び警察署長が指名した者とする。 4 略

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。